2025年度東京理科大学薬学部

自己点検・評価報告書

第1章 理念･目的

１．現状分析

評価項目①
大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。
＜評価の視点＞
・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

薬学部は「医薬分子をとおして人類の健康を守る」志をもった優れた人材を育成することを基本理念としている。薬学科及び生命創薬科学科は協同して、知性に富み、倫理観と豊かな人間性を備え、総合的な生命科学及び情報科学としての薬学を担い、基礎と臨床・公衆衛生の橋渡しに貢献し、人類の健康と疾病克服に尽力できる人材を育成することを目的としている。具体的には、薬学科では、「問題を研究に結びつけることのできる能力を兼ね備えた薬剤師を育成」、生命創薬科学科では、「人類の健康と福祉に貢献することのできる、医薬分子の創製に携わる優れた研究者を育成」を目指している。

これらの基本理念の下に、薬学部の人材育成に関する目的を定め、それに基づいた両学科の同目的とともに東京理科大学学則第５条の３（別表第７）において規定している（資料１－１）。

これらの目的は、本学ホームページ、薬学部オリジナルホームページ、大学案内、各学科オリジナルパンフレット等によって広く社会に公表するほか、在学生に対しては、年度当初の新入生ガイダンスや学修簿において公表し周知している（資料１－２～1-６）。教職員に対しては、年度当初に薬学部･薬学研究科で独自に実施している FD 研修会（以下「FD 研修会」という。）において周知し、理解度の向上を図っている（資料１－７）。さらに、薬学部独自の取り組みとして、毎年度保証人に対して学修簿を送付することで周知を行っている。

薬学部における人材育成に関する目的は、2022 年度に改訂された「薬学教育モデル・コア・カリキュラム」が 2024 年度入学者より適用されたことを受け、2023 年 10 月の教授総会において内容の見直しと適切性の確認を行った。また、2025 年 11 月に設置した「東京理科大学における薬学研究・教育の在り方に関する検討委員会」において、薬学部の研究・教育体制の在り方を検討する過程で、人材育成に関する目的についても必要に応じて確認、見直しを行う予定である。

これらのことから、薬学部では、教育研究上の目的を明らかにし、教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表していると評価する。

しかしながら、人材育成に関する目的の検証については、「薬学教育モデル・コア・カリキュラム」の改訂等を契機として実施しているものの、定期的な検証体制が十分に確立されていないことが課題であると判断する。

２．分析を踏まえた長所と問題点

人材育成に関する目的を各種媒体や新入生ガイダンスで学生に対して公表、周知しているだけでなく、FD 研修会等を通じて教職員への浸透を図り、保証人に対しても周知してい

る点は、薬学部の特色といえる。

一方で、人材育成に関する目的については、定期的な検証体制が整っていないため、内容の妥当性や、３つの方針及び教育プログラムとの整合性を継続的に確認し、教育プログラムに反映させていくために、学修成果の評価結果を活用した検証プロセスの構築を課題として設定する。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

薬学部では、「医薬分子をとおして人類の健康を守る」という基本理念のもと、薬学部及び各学科の人材育成に関する目的を設定している。これらの目的は、上位概念である建学の精神や教育研究理念を踏まえ、専門教育の目標や教養教育の目標との関連性を保ちつつ、教育研究活動の方向性を示すものとして東京理科大学学則に明文化している。

これらの目的の周知については、学生、教職員、保証人に対し、多様な媒体やガイダンス等を活用して継続的に実施しており、FD 研修会における教職員への浸透や、学修簿の送付による保証人への周知は、薬学部独自の取り組みとして今後も継続、発展させる。

また、毎年度一定の時期に、教授総会で人材育成に関する目的を確認する機会を設け、学修ポートフォリオを活用した学修成果の可視化や、学生や学外関係者からの意見聴取結果等を基に、３つの方針や教育プログラムとの整合性を踏まえた上で、社会情勢や薬学教育を取り巻く環境の変化に応じて適切に検証及び見直しを行う。

４．根拠資料

・資料１－１：東京理科大学学則
・資料１－２：ホームページ「学部の人材育成に関する目的」
・資料１－３：薬学部オリジナルホームページ「薬学部紹介」
・資料１－４：大学案内 2025
・資料１－５：薬学科・生命創薬科学科オリジナルパンフレット
・資料１－６：2025 年度薬学部学修簿
・資料１－７：2025 年度薬学部・薬学研究科 FD 研修会資料

第２章　内部質保証

１．現状分析

評価項目①
内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

＜評価の視点＞

・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

薬学部では、「東京理科大学薬学部及び薬学研究科自己点検・評価実施委員会要項」に基づき、「薬学部及び薬学研究科自己点検・評価実施委員会」（以下「実施委員会」という。）を設置し、本学の内部質保証システムに則り、組織的に自己点検・評価及び改善活動を実施している。（資料２－１）。

実施委員会は、学部長、研究科長、薬学科及び生命創薬科学科の学科主任及び幹事、薬学専攻及び薬科学専攻の専攻主任及び幹事、学部に所属する教育職員のうちから、学部長が指名した者、事務職員のうちから学部長が指名した者、外部の有識者、または他学部教員のうちから学部長が指名した者で構成し、外部の有識者として、山陽小野田市立山口東京理科大学薬学部の専任教員を委員として委嘱している（資料２－２）実施委員会は原則として月に１回開催し、必要に応じて教授総会に議案を上申、報告している。（資料２－３）。

また、実施委員会の諮問機関として、第２期薬学教育評価受審時に中心的役割を担った教員を中心に、薬学科の主任、幹事経験者や、薬学教育プログラムに造詣が深い教員で構成された「第３期第三者評価に向けた WG」を設置している。実施委員会で策定した対応スケジュールに基づき、2025 年５月から６月にかけて「第３期第三者評価に向けた WG」を開催し、2023 年度に受審した第２期薬学教育評価で指摘された、「大学への提言（改善すべき点及び助言）」への対応方針を作成し、2025 年 6 月開催の実施委員会で審議、承認した。引き続き、対応方針に基づき、2025 年度から 2026 年度にかけて、学部内の委員会等で大学への提言に対する改善策を検討、実施していく予定である。（資料２－４）。

薬学部では、全学的な自己点検・評価活動に加え、薬学教育評価の観点に基づく自己点検・評価活動についても継続的に実施しており、薬学部独自の「PDCA サイクル表」を学部内の委員会等で分担して毎年度作成し、その内容は実施委員会が承認している（資料２－５）。

自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、実施委員会において在学生との意見交換会を企画、開催している。2024 年度は学部生を対象に開催し、2025 年度は大学院生を対象に開催した（資料２－６～７）。

意見交換会で得られた意見や課題については、実施委員会で整理した上で、学部内の委員会で検討するとともに、施設・設備や学生支援・就職等に関する課題は、葛飾キャンパス連絡調整会議を通じて関係事務局へ情報共有し、組織的に対応する体制を構築している。

そのほか、山陽小野田市立山口東京理科大学と合同で毎年度 FD 研修会を企画、開催し、

産業界から有識者を招聘して薬学教育をテーマに意見交換を行うことで、教育プログラムの改善に外部からの視点を取り入れている（資料２－８）。

さらに、薬学部では、薬学に関する生涯学習の実施等の支援を行うことにより、薬学領域でリーダーとなる人材の育成に寄与することを目的とした、薬学部医療薬学教育研究支援センター（以下「センター」という。）を設置しており、センターの運営においては、薬学部の教員に加え、外部有識者や医療関係者等をアドバイザー委員として委嘱している（資料２－９）。

また、「東京理科大学薬学部と千葉県立東葛飾高等学校における連携に関する協定書」に基づき、毎年度、千葉県立東葛飾高等学校と本学教員との間で協議会を開催しており、入試制度、カリキュラム、高大連携、卒業後の進路等について幅広く意見交換を行っている（資料２－10）。

これらの取り組みにより、薬学部では、内部質保証システムを整備し、教育の質向上に向けた改善を組織的に進める体制が確立されていると言える。

例えば、学生との意見交換会では、英語教育におけるカリキュラムと学生ニーズの乖離や、研究室配属手続きと実習日程の重複による負担など、通常は把握しにくい課題を明確化できた。また、第３期第三者評価に向けた WG では、他大学の事例を収集・比較し、本学薬学部の不足点を明確化した上で、第２期薬学教育評価で指摘された事項への対応方針を策定した。山陽小野田市立山口東京理科大学との合同 FD 研修では、研修後に参加教員へアンケートを取り、その結果を元に次年度の研修テーマを検討し研修内容の改善を図っている。

こうした成果から、薬学部における内部質保証システムは適切に機能していると評価できる。

薬学部では、実施委員会を定期的に開催することを通じて、自己点検・評価及び改善活動を継続的に実施している。また、薬学教育評価の観点に基づく PDCA サイクル表の作成や、他大学との連携による意見交換、学生や学外の意見を取り入れ、内部質保証を機能させている。薬学教育評価機構からの指摘に対しては、第 3 期第三者評価に向けた WG で立案した方針に基づき、計画的かつ組織的に対応している。

一方、2023 年度に受審した薬学教育評価において、全学版の自己点検・評価報告書について本学ホームページにおいて公表しているのと同様に、薬学部独自の自己点検・評価の結果についても公表するよう改善が求められたため、公表に向けた検討を行うことが課題であると判断する。

評価項目③
内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。
＜評価の視点＞
・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

薬学部では、実施委員会が自己点検・評価活動を報告書としてまとめ、教授総会が承認する体制をとることで自己点検・評価活動の透明性を担保している。

また、原則として毎月開催している実施委員会の構成員に外部の有識者を加えることで、客観的、多角的な観点から薬学部における内部質保証システムの有効性及び適切性をチェックしている。

これらのことから、薬学部では、内部質保証システムの有効性及び適切性を定期的に点検・評価する体制が整っていると評価する。

しかしながら、2023 年度に受審した薬学教育評価において、6 年制薬学教育プログラムに関する内容が質的・量的に十分に自己点検・評価され、継続的な改善につながっているとは言えない旨の指摘を受けたため、課題であると判断する。

２．分析を踏まえた長所と問題点

薬学部では、自己点検・評価活動の客観性及び妥当性を高めるため、外部の有識者を実施委員会の構成員として参画させることで、第三者の視点を取り入れた体制を整備している。また、センターの運営においても、外部有識者や医療関係者をアドバイザー委員として参画させ、センターの活動に対する評価及び改善を図っている。これらの取り組みは、自己点検・評価活動及びその実施体制における本学部の特色であると評価する。

また、薬学部では、薬学教育評価の観点に基づき、独自に「PDCA サイクル表」を作成することで、実施委員会と学部内の各委員会等が連携して組織的な自己点検・評価活動を継続的に実施できており、内部質保証システムが有効に機能していると判断する。さらに、産業界との連携を図り、FD 研修会等を通じて薬学教育に関する意見聴取を行っていることも、教育の質向上に資する取り組みとして評価できる。

一方で、2023 年度に受審した薬学教育評価において、６年制薬学教育プログラムに関する内容が質的・量的に十分に自己点検・評価されておらず、継続的な改善につながっているとは言えない旨の指摘を受けた。このことは、自己点検・評価活動の結果が教育プログラムに十分に反映できていない可能性を示しており、課題として設定する。

また、薬学教育評価において、薬学部（薬学科）独自の自己点検・評価の結果をホームページ等で公開するよう改善を求められており、情報公表の面でも課題が残されている。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

薬学部では、実施委員会を中心に、PDCA サイクル表の作成を通じて、継続的かつ組織的な自己点検・評価活動を実施しており、外部有識者の参画により、内部質保証システムの有効性と適切性を確保している。

これらの特色ある取り組みをさらに発展させるべく、在学生との意見交換会や産業界との意見交換を継続するとともに、薬学科５年生が実務実習を行う施設に対しアンケート調査を行う等の方法を用いて教育成果に対する外部評価の収集を図る。また、学修ポートフォリオや GPA 等の指標を活用し、各学年における学修成果の達成状況を把握することで、教育課程の改善や教育方法の見直しに繋げ、自己点検・評価活動の質的・量的な充実を図る。

さらに、2023 年度の薬学教育評価において指摘された課題への対応として、薬学部独自の自己点検・評価結果を本学ホームページに掲載し、情報公開の充実と社会的説明責任の履行を図る。

これらの取り組みにより、内部質保証システムのさらなる有効性と適切性の向上を目指

す。

４．根拠資料

・資料２－１：東京理科大学薬学部及び薬学研究科自己点検・評価実施委員会要項
・資料２－２：外部委員宛委嘱状
・資料２－３：薬学部及び薬学研究科自己点検・評価実施委員会開催日程（2025 年度）
・資料２－４：2025 年度薬学部及び薬学研究科自己点検・評価実施委員会議事抄録
・資料２－５：学部内委員会等における自己点検・評価報告書（PDCA サイクル表）
・資料２－６：2024 年度薬学部在学生との意見交換会記録
・資料２－７：2025 年度薬学研究科在学生との意見交換会記録
・資料２－８：2024 年度薬学部・薬学研究科 FD 研修会実施報告書
・資料２－９：東京理科大学薬学部医療薬学教育研究支援センター内規
・資料２－10：東京理科大学薬学部と千葉県立東葛飾高等学校における連携に関する協定書に基づく協議会（記録）

第４章　教育・学習

１．現状分析

評価項目①
達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。
＜評価の視点＞
・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

薬学部では、「３つの方針に関する要項」に基づき、学部・学科における卒業認定・学位授与の方針を策定し、学生が修得すべき知識、技能、態度を明確に示している。さらに、教育課程編成・実施の方針においては、人材育成に関する目的及び教育目標の実現に向けて必要な教育課程の編成方針と教育方法を体系的に定めている。これらの方針は、本学公式ホームページ及び薬学部オリジナルホームページに掲載し広く公表するとともに、学修簿、履修の手引、年度当初のガイダンスを通じて学生に周知している（資料４－１～５）。また、毎年度教授総会で検証・見直しを行い、その適切性を確認している（資料４－６）。

これらのことから、薬学部では、達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を適切に示していると評価する。

教育 DX 推進センターが実施する卒業予定者アンケートでは、「３つの方針の存在を知っていて、内容も知っている」と回答した割合が、2022 年度の 15.6%から 2024 年度には 34.6%へと大きく向上しており、薬学部における周知の取り組みが一定の成果を上げていると判断できる（資料４－７）。

一方で、2023 年度に受審した薬学教育評価では、「卒業認定・学位授与の方針における能力評価や単位修得に関する記述が不十分であること」及び「教育課程編成・実施の方針において学修方略や学修成果の評価方法が具体的に設定されていないこと」について指摘を受けており、これらの課題に対しては今後の改善が必要である。

評価項目②
学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。
＜評価の視点＞
・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。
　※　具体的な例
　　・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
　　・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
　　・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
　　・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

薬学部では、教育課程編成・実施の方針において、専門分野の学問体系を明示し、それに基づいて授業科目を体系的に配置している。各授業科目の到達目標はシラバスに明記しており、学生が修得すべき知識・技能を段階的に身に付けられるよう設計している。さらに、各学年に進級要件を設け、年次ごとに求められる能力に応じて学修の順次性を考慮した授業科目の配置を行っており、これを科目系統図や履修モデルにより可視化している（資料４

－８～９）。

教育課程の編成は、薬学部内の委員会であるカリキュラム検討委員会を中心に検討しており、同委員会は各学問領域を担当する専任教員で構成している。2025 年度の葛飾キャンパス移転に伴い、一般教養科目のカリキュラムが大きく変更されることを見据え、2024 年 12 月からは教養教育研究院の専任教員をオブザーバーとして加え、一般教養科目のカリキュラムにおいて、他部局の視点を取り入れた検討体制を整えている。カリキュラム検討委員会では、毎年度、科目系統図や履修モデルを作成することを通じて、教育課程の適切性を検証している（資料４－10）。

2024 年度入学者からは、「薬学教育モデル・コア・カリキュラム令和４年度改訂版」が適用されることに伴い、薬学科において教育課程の大幅な見直しを実施した。さらに、研究を重視した教育への転換を図るため、各学科における卒業研究科目の単位数を見直し、学修時間との整合を図った（資料４－11）。

これらのことから、薬学部では、教育課程編成・実施の方針に沿って、学位にふさわしい専門分野の学問体系に基づいた授業科目を開講しており、教育課程を体系的に編成していると評価する。

一方で、2023 年度の薬学教育評価において、「薬学教育プログラムの全体像を示したカリキュラム・ツリー等が明示されておらず、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関連性が不明である」との指摘を受けており、教育課程の適切な可視化と３つの方針との整合性の明示が課題であると判断する。

評価項目③
課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。
＜評価の視点＞
・授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
・ＩＣＴを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
・授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。
※　具体的な例
・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
・シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。
・学位授与の方針に定める学生のグローバル化に対応する教育を推進しているか。

薬学部では、課程修了時に求める学修成果（身に付けるべき能力）を、卒業認定・学位授与の方針において明示しており、それを達成するために、教育課程編成・実施の方針に基づき、一般教養科目、基礎科目、専門科目を体系的に配置している。専門科目においては、講義に加えて、多くの実験、演習、実習科目を重点的かつ効果的に組み合わせることで、知識・

技能・態度を養い、実践能力、問題解決能力、人間性の育成を図っている。（資料４－17）

授業の実施方法に関しては、薬学部では十分な教育効果を担保するため、専門科目は原則として全て対面授業で実施する方針としている。各授業科目の特性に応じて、PBL（問題解決型学修）や SGD（スモールグループディスカッション）などの形式を効果的に用いて授業を実施しており、学生の主体的な学修を促進している。（資料４－12）

薬学部では、各授業科目のシラバスにおいて、授業の概要、目的、到達目標をはじめとする授業の内容に関する情報を適切に明示するほか、薬学部独自の取り組みとして、薬学教育評価機構が作成している「薬学教育シラバス」の基準に基づき、授業計画欄で各授業回の授業内容や授業方法を詳細に記載し、学生へ公開している。シラバスの作成にあたっては、全学的なシラバス作成要項に加えて薬学部独自のシラバス作成要項を定め、記載内容の標準化を図っている。シラバスは、薬学部 FD 幹事会が組織的に点検を行い、授業担当教員へのフィードバック及び修正を通じて、シラバスの質向上に努めている。（資料４－13～14）

また、薬学部では、授業改善のためのアンケートを各学期の途中で実施することで、アンケート結果に基づく改善を当該学期中に授業へ反映できる仕組みを構築している。アンケートの結果は毎学期教授総会で共有し、意見交換会を行うことで、学部全体で授業方法の改善・向上を図っている。（資料４－15）

学生指導に関しては、年度当初に各学年で学修ガイダンスを実施し、留年者に対しては別途個別面談の機会を設け、教務委員会の委員が留年理由の確認と学修指導を行っている。さらに、クラス担任教員または指導教員との面談を半年ごとに実施し、単位修得状況や学修ポートフォリオの確認を通じて、学生個々の学修の進捗状況を確認するとともに、学生個々の状況に応じて学修指導、履修指導を行っている。（資料４－16～17）

学生のグローバル化に対応する取り組みとしては、全学的に実施しているカリフォルニア大学１年留学プログラムや各種語学研修プログラムへの参加対象学部としているほか、正課の授業では、３年生向けの基幹基礎科目として「薬学英語」を設置している。同科目では、英語論文や英文専門書の読解力を養うことを目的とし、薬学の各学問分野に応じた英語表現を学ぶ授業内容を展開している。（資料４－18）

これらのことから、薬学部では、課程修了時に求められる学習成果の達成に向けて、授業形態や授業方法、学生の主体的な学修を促すための指導及び支援体制、グローバル化への対応を適切に整備、実施していると評価する。

一方で、2023 年度に受審した薬学教育評価において、シラバスに関して複数の課題が指摘されている。具体的には、各科目と卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）との関連性が不明確であること、必修・選択・選択必修科目の区別が分かりにくいこと、一部科目において評価基準や配点が明示されていないこと、さらにパフォーマンス評価（ルーブリックやレポート等）の記載が曖昧であることなどが挙げられており、改善すべき課題であると判断する。

評価項目④
成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。
＜評価の視点＞
・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。

・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

薬学部では、成績評価、単位認定及び学位授与に関する規定を、東京理科大学学則第 13 条から第 16 条に明示している。また、各授業科目のシラバスにおいて、成績評価方法及び学修成果の評価基準を明確に記載し、学生に周知している。さらに、「履修の手引」において、定期試験、到達度評価、追試験、再試験、成績再調査、単位認定の取り扱いを明示しており、これらの規定に基づき、成績評価及び単位認定を厳格かつ公正に実施している。（資料４－４、19）

各授業における成績評価の割合については、CLASS で全学生に公表しており、評価の客観性と透明性を確保している。評価割合に偏りが見られる授業科目については、半期ごとに教務委員長が担当教員にヒアリングを行い、必要に応じて改善指導を実施している。さらにその結果を教授総会で報告することで、学部全体への共有を図っている。また、2024 年７月の教授総会において、教員の採点ミスによる訂正を除き、成績の変更を認めない方針を決定し、成績評価の厳格性を一層高める体制を整備した。（資料４－20～21）

単位認定については、東京理科大学学則及び薬学部が独自に定めている各種単位認定に関する取扱要項に基づき、単位認定の要件を満たしているかを教授総会で確認し、公正かつ厳正に実施している。（資料４－22）

学位授与にあたっては、卒業認定・学位授与の方針に基づき、東京理科大学学則及び学修簿に定める卒業の要件を満たしているかを、教務委員会、学科主任会議、教授総会において繰り返し確認し、最終的に教授総会で厳正に卒業可否を判定している。これにより、学位授与の手続と体制の両面において透明性と厳格性を確保している。（資料４－23～25）

これらのことから、薬学部における成績評価、単位認定及び学位授与は、客観性・公平性・厳格性を確保した方法で適切に実施していると評価する。

薬学部は、2023 年度に受審した薬学教育評価において、「異議申し立ての仕組みが学則や履修規定等に整備されていない」との指摘を受けたが、東京理科大学履修等に関する規程及び薬学部の運用・取扱要項に基づいて、成績再調査の取扱いを 2024 年度より履修の手引に明記し、学生への周知を行った。これにより、指摘された課題に対して速やかに改善を行い、成績評価の透明性と信頼性の向上を図った。

評価項目⑤
学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。
＜評価の視点＞
・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

薬学部では、「学修成果の評価に関する方針」に基づき、進級率、留年率、GPA、退学率、

休学率等の幅広い指標を用いて、教務委員会及び教授総会において定期的に学修成果の達成状況の検証を行い、卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針の適切性を確認している（資料４-26)。

また、各学科における卒業認定・学位授与の方針に示された知識や能力を「TUS ルーブリック」として可視化し、学生に提示している。TUS ルーブリックに示された能力の達成状況は、学修ポートフォリオシステム上でレーダーチャートとして表示し、修得した成績に基づく客観評価と学生自身の自己評価を比較することで、学生自身による学びの PDCA サイクルを促している（資料４-27)。

年度始めに開催する１～３年生の学修ガイダンスでは、FD 幹事長が学修ポートフォリオシステムの意義や活用方法について説明する機会を設けている（資料４-28)。その後、各学年の主要な授業科目において、教員が学修ポートフォリオシステムの入力指示を行い、学生は前学期の振り返りコメント、次学期の目標を入力している。これらの入力内容は、半期ごとの面談においてクラス担任教員または指導教員が確認・把握している（資料４-29)。

2024 年度からは、学修ポートフォリオの入力率向上と振り返りの動機付けを目的として、卒業研究配属申込に係る学生と教員の面談時に、学修ポートフォリオシステムの入力状況を確認する運用を導入し、学生にもこれを周知することで入力率の向上を図った（資料４-30)。

これらのことから、薬学部における学修成果の把握・評価に関する取り組みは、概ね適切であり、教育活動の質保証に資するものと評価する。特に学修ポートフォリオシステムの活用については、2024 年度後期の振り返り及び 2025 年度前期の目標の入力において、両学科とも３年生は 85%以上、１～２年生は 70%以上の入力率を達成しており、学生の利活用を促す取り組みについて一定の成果が認められる。

一方で、４年生以上では入力率が低く、学修成果の振り返りが十分に行われていない状況が課題として残っている（資料４-31)。

また、2023 年度に受審した薬学教育評価において、「学習達成度が各科目の寄与度によって設定されており、ディプロマ・ポリシーで求める学修成果に対する形成的な評価がなされていないため、改善が必要である」との指摘を受けており、課題であると判断する。

評価項目⑥
教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。
＜評価の視点＞
・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

薬学部では、教育課程及びその内容、教育方法に関する点検・評価を、「３つの方針に関する要項」及び「学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー)」に基づいて実

施している。これらには、卒業認定・学位授与の方針の達成状況及び教育課程編成・実施の方針の適切性を、幅広い指標や各種アンケート結果を用いて検証することが規定されており、薬学部では本学が設置する各機構から提供されるデータを活用し、教授総会において定期的に検証を行う体制を整えている（資料４-32）。

進級・卒業判定時には、直近５年間の進級率及び卒業率の推移を併せて確認しており、教育課程の実施状況と学修成果の関連性の把握に努めている。また、薬学科６年生に関しては、毎年度薬剤師国家試験の合格状況を学部内外に公表しているほか、正課外の取り組みとして実施している薬剤師国家試験の模擬試験結果を教授総会で都度共有し、６年次の学力の推移を可視化することで、正課の教育課程における教育効果の検証材料として活用している（資料４-33～36）。

2024 年度には、内部質保証のための取り組みとして、学部生を対象とした在学生との意見交換会を実施し、得られた意見に基づいて学部としての課題と対応方針を制定し、学部内で共有するとともに、CLASS を通じて在学生に公表した。また、2025 年度には、大学院生を対象とした意見交換会を実施した。これらの意見交換会は、東京理科大学薬学部及び薬学研究科自己点検・評価実施委員会が企画・実施しており、同委員会には外部の有識者として山陽小野田市立山口東京理科大学の教員を委員として委嘱することで、自己点検・評価の客観性を高めている（資料４-37）。

これらのことから、薬学部では、教育課程を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて概ね適切に取り組んでいると評価する。

一方で、2023 年度に受審した薬学教育評価において、「学修成果の評価結果が、教育課程の編成及び実施の改善・向上に活用されているとはいえないため、さらなる改善が必要である」との指摘を受けており、学修成果の評価結果を教育課程の改善に直接結びつける仕組みが十分に整備できていないため、今後の改善が必要な課題であると判断する。

２．分析を踏まえた長所と問題点

薬学部では、教育・学習に関する取り組みとして、学生の主体的な学修を促進し、教育の質を高めるための工夫を多面的に実施している。

授業改善に向けた取り組みとしては、各学期の途中で授業改善アンケートを実施することで、その結果を当該学期中に授業へ反映できる体制を整備しており、即応性の高いフィードバック体制は教育の質向上に寄与する特色ある取り組みであると評価できる。

また、学修ポートフォリオシステムを用いた学生の主体的な学びの支援に向けて、クラス担任制を活用することで、個々の学修の進捗状況を把握し、状況に応じたきめ細かな学修指導・履修指導を行っている。さらに、卒業研究配属申込時にポートフォリオの入力状況を確認する独自の運用を導入することで、入力率の向上を図るとともに、学生による利活用を促進している。これらの取り組みは、自己調整学習の支援に資するものであり、教育の質保証に寄与する特色であると評価している。しかしながら、学修ポートフォリオの入力率については、１～３年生で高い入力率を達成している一方で、４年生以上では入力率が低く、入力率向上に向けた改善策の検討が課題である。

また、2023 年度に受審した薬学教育評価において、教育課程編成・実施の方針における学修方略や評価方法の具体性の不足、カリキュラム・ツリーの不備、シラバスにおける評価

基準や科目分類の不明確さなど、複数の課題が指摘されている。さらに、学修成果の評価に関しては、形成的評価の仕組みが十分に整備されておらず、教育課程の改善に十分に活用されていない点が指摘されている。

これらの指摘については、学部全体で取り組むべき課題として設定する。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

薬学部では、教育課程の体系性や授業方法の工夫、学修成果の把握・評価、学生支援体制など、教育の質保証に向けた取り組みを概ね適切に実施していると評価する。一方で、外部評価で指摘された課題や一部の運用面における改善の余地も明らかとなった。

教育の質保証に資する取り組みのうち、授業改善アンケートの即時反映体制や、学修ポートフォリオとクラス担任制を活用した学修支援については、今後も継続的に運用し、さらなる実効性の向上を図る。

一方、４年生以上の学修ポートフォリオ入力率の低さについては、FD 幹事会を中心に改善策の検討を進め、研究室に配属された 4 年生以上の学年においても学生自身による学修の振り返りが定着する仕組みの構築を目指す。

また、2023 年度に受審した第２期薬学教育評価における指摘事項への対応として、自己点検・評価実施委員会の諮問機関として「第３期第三者評価に向けた WG」を設置し、2025 年６月に対応方針を策定した。今後は、当該方針に基づき、学部内の委員会等において改善策の検討と実施を計画的に進めていく。

４．根拠資料

・資料４－１：ホームページ「3 つの方針（学部の方針）」
・資料４－２：薬学部オリジナルホームページ「薬学部紹介」
・資料４－３：2025 年度薬学部学修簿
・資料４－４：2025 年度薬学部履修の手引
・資料４－５：2025 年度薬学部新学期ガイダンス資料
・資料４－６：2024 年度薬学部教授総会議事抄録
・資料４－７：2024 年度卒業予定者アンケート結果
・資料４－８：2025 年度薬学部薬学科・生命創薬科学科　科目系統図
・資料４－９：2025 年度薬学部薬学科・生命創薬科学科　履修モデル
・資料４－10：2024 年度薬学部カリキュラム検討委員会議事抄録
・資料４－11：2024 年度授業科目一覧（学則別表）新旧対照表
・資料４－12：薬学部シラバス（PBL・SGD 実施科目）
・資料４－13：2025 年度シラバス作成要項（薬学部・薬学研究科独自版）
・資料４－14：2024 年度薬学部 FD 幹事会資料（シラバスの点検・整備関連）
・資料４－15：2024、2025 年度薬学部教授総会資料
・資料４－16：2025 年度新学期ガイダンス実施スケジュール
・資料４－17：クラス担任・指導教員による成績個人票の受渡し及び低出席者面談実施スケジュール
・資料４－18：「薬学英語」シラバス

・資料４－19：東京理科大学学則
・資料４－20：授業担当教員へのヒアリング結果
・資料４－21：2024 年度薬学部教授総会資料
・資料４－22：薬学部における各種単位認定取扱要項
・資料４－23：2024 年度薬学部教務委員会議事抄録
・資料４－24：2024 年度薬学部学科主任会議議事抄録
・資料４－25：2024 年度薬学部教授総会議事抄録
・資料４－26：「学修成果の評価に関する方針」に基づく学修成果の達成状況の検証結果
・資料４－27：TUS ルーブリック（薬学科・生命創薬科学科）
・資料４－28：2025 年度新学期ガイダンス資料
・資料４－29：学修ポートフォリオの活用状況（2024 年度前期・後期）
・資料４－30：学修ポートフォリオシステムの入力に係る学生への周知内容
・資料４－31：学修ポートフォリオシステムの入力状況（2024 年度後期分）
・資料４－32：学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）
・資料４－33：2024 年度進級判定資料
・資料４－34：2025 年度卒業判定資料
・資料４－35：薬学部オリジナルホームページ「第 109 回薬剤師国家試験合格状況」
・資料４－36：2025 年度教授総会議事抄録
・資料４－37：2024 年度薬学部在学生との意見交換会実施報告及び課題への対応

第５章　学生の受け入れ

１．現状分析

評価項目①
学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。
＜評価の視点＞
・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

薬学部では、本学の入学者受入れの方針及び「『医薬分子をとおして人類の健康を守る』との志を持った優れた人材を育成する」という学部の基本理念に基づき、薬学部の専門性を踏まえた入学者受入れの方針を策定している（資料５－１）。

入学者受入れの方針には、「入試形態ごとの入学者に求める能力と、その評価方法」を明記しており、多岐にわたる入試形態において求められる能力や評価方法を明確に示している。これにより、志願者は自身の適性に応じた入試形態を選択することが可能となり、入学者受入れの方針に示された要件を満たした者を適切に選抜する体制が整備されている。

入学者選抜は、「東京理科大学入学試験実施要項」に基づき、公平、公正かつ適切に実施しており、選抜の適切性と妥当性が確保されている（資料５－２）。また、受験上及び修学上の配慮を必要とする志願者に対しては、募集要項において配慮申請の流れを明示しており、志願者からの申請に基づき適切に対応する体制を整備している。（資料５－３）。

入学者受入れの方針、募集要項、各入試形態の評価方法、その他入学者選抜に関する各種情報は、本学ホームページにおいて体系的に整理して掲載しており、全ての志願者が容易にアクセスできるよう整備している。また、入学者受入れの方針については、学科オリジナルパンフレットにも掲載し、志願者への周知を図っている。（資料５－４～５）。

これらの取り組みにより、薬学部では、入学者受入れの方針に基づき、学生募集及び入学者選抜を適切に実施していると評価する。

評価項目②
適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。
＜評価の視点＞
・学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

適切な入学者の定員管理を行うため、学科ごとに入試形態別の入学者確保計画を作成し、定員の充足に向けて計画的な入学者選抜を実施している。（資料５－６）。

入学者の選抜にあたっては、各学科において合格基準点の原案を作成し、教授総会構成員で構成される合格判定会議において審議を行っている。その後、学長及び学生確保担当理事が出席する合格者決定会議において最終的な合格者を決定しており、選抜の公平性と妥当

性を確保する体制が整備されている（資料５－７）。

2025 年５月 1 日現在における薬学部全体の入学定員充足率は 1.02 倍、収容定員充足率は 1.01 倍であり、定員管理が概ね適正に行われていると判断される。入学者数及び在籍者数の数値は、教育研究会議資料をもとに教授総会で共有し、定員管理が適切に行われていることを確認している（資料５－８）。

これらの取り組みから、薬学部では、学生の受入れについて計画的かつ組織的な運営がなされており、入学者数及び在籍学生数を適正に管理していると評価する。

評価項目③
学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。
＜評価の視点＞
・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

薬学部では、毎年度教授総会において３つの方針の確認及び見直しを行っており、入学者受入れの方針の内容については、卒業認定・学位授与の方針及び教育課程の編成・実施の方針との整合性を踏まえて検討している（資料５－９）。

入学者選抜に関しては、例年 1 月の教授総会において、入学試験の出題科目及び出題範囲の確認・見直しを行っている。これにより、教育課程との接続を意識した入学者選抜の実施を担保している（資料５－10）。

また、学校推薦型選抜（指定校制）による入学者を対象に、入学後の GPA の推移や留年歴等を調査し、その結果をもとに各学科において推薦依頼校の精査・見直しを行い、本学の入試実施検討委員会の議を経て推薦依頼校を決定している（資料５－11）。

これらの取り組みから、薬学部では、学生の受入れに関する事項を定期的に点検・評価し、改善に取り組んでいると評価する。

２．分析を踏まえた長所と問題点

薬学部では、入学者受入れの方針について、卒業認定・学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針との整合性を踏まえ、毎年度教授総会において定期的に検証・見直しを行っている。これにより、教育の理念と選抜方針との一貫性が保たれている。

また、入学者受入れの方針の周知にあたっては、大学ホームページでの情報公開に加え、学科独自に作成したパンフレットを活用することで、志願者への理解促進を図っている。

定員管理に関しては、学科ごとに入試形態別の入学者確保計画に基づく計画的な選抜を行い、入学定員充足率、収容定員充足率ともに適正な数値であることを確認しており、安定した学生受け入れ体制を構築している。

さらに、入学後の GPA 推移や留年歴等のデータに基づく学校推薦型選抜（指定校制）の推薦依頼校の見直しを行うなど、入学者受入れに関する検証、改善にも適切に取り組んでいる点は長所であると評価する。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

薬学部では、入学者受入れの方針に基づき、学生募集、入学者選抜、定員管理、点検・評価及び改善の各取り組みを組織的かつ計画的に実施しており、「『医薬分子をとおして人類の健康を守る』との志を持った優れた人材を育成する」という学部の基本理念との整合性を保ちながら、学生の受け入れに関する質保証の枠組みを構築している。

引き続き、各取り組みを継続し、制度の適切な運用と定期的な点検・評価を通じて、学生の受け入れに関する質の維持と向上に取り組む。

４．根拠資料

・資料５－１：ホームページ「３つの方針（学部の方針）」
・資料５－２：東京理科大学入学試験実施要項
・資料５－３：2025 年度一般選抜要項
・資料５－４：ホームページ「入試制度／奨学金」
・資料５－５：2025 年度学科オリジナルパンフレット（薬学科・生命創薬科学科）
・資料５－６：2025 年度入学者確保計画（薬学部）
・資料５－７：2025 年度薬学部入学試験選考日時から合格発表までのスケジュール
・資料５－８：2025 年度入学者数及び在籍者数（５月１日付）
・資料５－９：2024 年度薬学部教授総会議事抄録
・資料５－10：2024 年度薬学部教授総会議事抄録
・資料５－11：2024 年度薬学部在学生出身校別 GPA・留年率

第６章　教員・教員組織

１．現状分析

評価項目①
教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。
＜評価の視点＞
・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。
※具体的な例
・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。

薬学部の基本理念と目標を達成するための適切な教員組織の編制を実現するにあたり、本学が掲げる「東京理科大学が求める教員像及び教員組織の編制方針」に基づき、「薬学部の求める教員像及び教員組織の編制方針」を定めている。これらは、本学ホームページにおいて公表するとともに、教員の公募時にも公募要領において同編制方針を明示している（資料６－１）。

本学部の教員組織は、ガントチャートによって教育・研究分野や年齢構成が明確になっているほか、職位別資格基準を策定し、適正に配置している。

教員の配置については、ガントチャートに主たる科目を記載するなど、科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成を実施しており、事務系職員との協働により、各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理を実施している（資料６－２）。

これらのことから、教員組織の編制に関する方針に基づき教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていると評価する。

評価項目②
教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。
＜評価の視点＞
・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

教員の採用、昇任については、大学が定める「学校法人東京理科大学における専任教育職員の採用及び昇任に関する規程」、「教員人事関係取扱要項」及び、各学部・研究科において定める「求める教員像及び教員組織の編制方針」を実質的なものとするために、学科・専攻単位において、教授、准教授、講師、助教の職位別に、当該職位にふさわしい能力を有しているかを測る指標として、「職位別資格基準」を設けている（資料６－３～５）。

また、採用、昇任の人事計画は、学科等での選考会議を経て立案される。採用時の選考会議は、妥当性、公平性を担保するために、他学科又は他学部の教授を１名以上加えて行い、当該選考会議を経て採用候補者が決定した後、人事委員会において審議を行い、各人事案件

が法令や各種規程に抵触していないか、選考が適正に行われているかを確認のうえ承認している。その後、常務理事会へ報告し了承を得たうえで、教授会構成員による資格審査委員会において資格の有無の確認を経て、採用、昇任に至る人事手続となっており、公正性・厳格性の高いプロセスで決定している（資料６－６）。

これらのことから、薬学部における教員の募集、採用、昇任等について、適切に実施していると評価する。

評価項目③
教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。
＜評価の視点＞
・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。

薬学部では、全学的な組織である教育 DX 推進センターと連携し、各学科に置かれた FD 幹事を中心に、薬学部・薬学研究科 FD 幹事会において教育研究活動の改善・向上に向けた施策を検討・実施しており、教育 DX 推進センターが開催する FD セミナーの参加及び開催報告、授業改善のためのアンケート結果に基づく意見交換等の取り組みを通じて、教員の教育能力の質向上や授業方法の改善を図っている（資料６－７）。

また、年度初めの４月には、薬学部・薬学研究科で独自に実施している FD 研修会（以下「FD 研修会」という。）を行い、大学の理念、３つの方針の再確認を行うとともに、各年度設定したテーマに基づく研修を通じて、教員全体の資質・能力の向上を図っている。さらに、山陽小野田市立山口東京理科大学との連携協定に基づき、両大学の薬学部で、毎年３～４回の合同 FD 研修会を開催しており、当該研修会の一部では産業界から講演者を招聘して意見交換を行うことで、大学の教育・研究活動の改善に役立てている（資料６－８）。

これらのことから、教育研究活動等の改善・向上、活性化に向け、組織的に教員の資質向上を図っていると評価する。

２．分析を踏まえた長所と問題点

教員の募集、採用、昇任のプロセスにおいて、職位別資格基準及び採用プロセスを設け、妥当性かつ公平性が担保できる体制を構築している。

教員の資質向上の面においては、全学で行う FD セミナーだけでなく、薬学部・薬学研究科独自の FD 研修会を開催し、教員全体の教育能力向上を実施している。特に、他大学や産業界と連携して実施する FD 研修会では、教育改善に関する事例収集や、学外の視点から本学の教育研究活動を評価する機会を得ており、薬学部の特色のある取り組みである。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

薬学部では、教員組織の編制方針に基づき、教育・研究活動の安定的な展開と学習成果の達成に資する体制を整備するとともに、FD 活動を通じて教育内容や方法の改善、教員の資質向上にも継続的に取り組んでいる。

教員の募集、採用、昇任等については、ガントチャート及び将来計画に基づき計画的に実施しており、関連諸規程のほか、各学科が定める職位別資格基準及び採用プロセスといった

明確な基準に沿った手続きを通じて、適切に行っている。

教育研究活動等の改善・向上、活性化については、他大学や産業界との連携による FD 研修会を薬学部の特色ある取り組みとして継続しつつ、教育改善に資する外部視点の導入をさらに発展させ、教育体制の更なる充実を図る。

４．根拠資料

・資料６－１：ホームページ東京理科大学の求める教員像及び教員組織の編制方針
・資料６－２：ガントチャート、将来計画
・資料６－３：学校法人東京理科大学における専任教育職員の採用及び昇任に関する規程
・資料６－４：教員人事関係取扱要項
・資料６－５：職位別資格基準
・資料６－６：薬学部における教員採用プロセス
・資料６－７：2024 年度薬学部・薬学研究科 FD 幹事会議事抄録
・資料６－８：2024 年度薬学部・薬学研究科 FD 研修会実施報告書

第７章　学生支援

１．現状分析

基準７　学生支援

評価項目①

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

＜評価の視点＞

・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

［修学支援（学習面）］

・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。

・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。

・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。

・ＩＣＴを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

［修学支援（経済面）］

・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

［生活支援］

・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけＩＣＴを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

［進路支援］

・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

［その他支援］

・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

薬学部では、クラス担任制を設けており、１～３年生には入学時にクラス担任教員を配置し、４年生以降は研究室の指導教員がその役割を引き継ぐことで、学年に応じた継続的な支援体制を整備している。これらの教員は、学生の学修面、学生生活面での相談窓口として機能するとともに、半年に１回の個別面談を通じて、学生の単位修得状況や学修状況を定期的に確認している。また、年度当初には各学年で学修ガイダンスを実施し、留年者に対しては別途個別面談の機会を設け、教務委員会の委員が留年理由の確認と学修指導を行っている（資料７－１～２）。

さらに、退学者・原級者を減少させるための取り組みとして、各学期の授業３週目を目途に出席率が低い学生を抽出し、クラス担任教員または指導教員が面談を行うことで、早期の学修支援につなげている（資料７－３）。

新入生に対しては、入学直後に学修ガイダンスと併せて新入生オリエンテーション（セルフイントロダクション及びウェルカムパーティ）を実施し、教員、上級生、新入生同士の交流機会を提供している（資料７－４）。

学修支援の取り組みとしては、専門のスタッフ（ES:Educational Supporter）が開室時間に常駐し、大学での学習において基礎となる「数学」、「物理」、「化学」、「生物」の各科目について、学習方法に関するアドバイスや、学習の際に生じた疑問に対するアドバイス専門研修を受けた上級生が常駐する学習相談室を設置している（資料７－５）。

また、学修面、進路、学生生活、メンタルヘルス等の悩みを抱えた学生に対応するため、学生相談室（よろず相談室）を設け、専門スタッフやカウンセラーによる支援を行っている（資料７－６）。

障がいのある学生への支援については、2024 年の改正障害者差別解消法施行に伴い、「東京理科大学における障害のある学生への支援に関する規程」に基づき、薬学部では「要配慮学生への対応に係る薬学部取扱要項」を定め、合理的配慮を必要とする学生を組織的に支援する体制を整備した。さらに、2024 年度には山陽小野田市立山口東京理科大学との合同 FD 研修会を開催し、両大学における学生支援の取り組みや、合理的配慮の対応事例について情報交換を行った（資料７－７～８）。

経済的支援としては、国の「高等教育の修学支援制度」や日本学生支援機構による貸与奨学金制度に加え、本学独自の給付型奨学金制度として、「新生のいぶき奨学金」、「家計急変奨学金（こうよう会奨学事業)」、「乾坤の真理奨学金」を設けている。さらに、東京理科大学維持会冠奨学金制度の一つとして薬学部生を対象とした奨学金を設けており、学業成績が優れ、経済的支援を必要とする学生を支援している。また、薬学科５～６年生にはティーチングアシスタント（TA）制度による支援も行っている（資料７－９）。

進路支援については、各学科の必修科目としてキャリア教育科目を設置しているほか、キャリアセンター主催の進路ガイダンスに加え、薬学部独自の取り組みとして病院・薬局合同企業セミナーを開催している（資料７－10)。しかしながら、2024 年度に開催した薬学部在学生との意見交換会において、キャリアセンターの活用方法が学生に十分浸透していないことが明らかになった（７－11)。

新入生オリエンテーションについては、実施後のアンケート結果において、回答者の 100%が「出席して良かった」と肯定的に回答しており、友人作りに役立った、大学生活の理解を深めることができた、等の意見が多く寄せられていることから、入学後の人間関係構築に大きく寄与していると判断できる（資料７－12)。

進路支援については、2025 年３月卒業者の進路決定率が 98.9%、大学院進学者を除いた実就職率が 95.2%であり、学内でも高水準であることから、学部における取り組みが機能していると判断できる（資料７－13)。

これらの取り組みから、薬学部では、学生支援の体制を整備し、適切に実施できていると評価する。

評価項目②
学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。
＜評価の視点＞
・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

薬学部では、学生支援に関する各種施策の継続的な改善を図るため、学部独自の委員会として学生委員会を設置している。学生委員会は、学生支援に係る企画・立案を担うほか、新入生オリエンテーション実施後に行っているアンケートの結果、低出席率者の状況、学修ポートフォリオの記載内容等をもとに、各種施策の検証を行っている。また、学生委員会で企画・立案した取り組みは教授総会で審議・承認したうえで、学部として組織的に実施している（資料７－14)。

また、2024 年度に開催した薬学部在学生との意見交換会において、学生相談室（よろず相談室）の認知度が低いことが課題として明らかになったことから、2025 年度の新入生ガイダンスで学生委員長による説明を加え、認知度向上に努めた（７－11)。

さらに、薬学教育評価の観点に基づく PDCA サイクル表の作成を通じ、学生支援の施策を定期的に自己点検・評価及び改善する体制を構築しており、各種施策の実効性と継続性を担保している（資料７－15)。

これらの取り組みから、薬学部では、学生支援に関する状況を定期的に点検・評価し、改善・向上を図ることができていると評価する。

２．分析を踏まえた長所と問題点

薬学部では、クラス担任制をクラス担任教員または指導教員が学生の相談窓口として機能している。また、定期的な個別面談や出席状況に応じた早期支援を通じて、学生の学修状況を継続的に把握・支援する体制が確立されており、学生一人ひとりに寄り添った支援が実効的に行われている点は、薬学部の特色ある取り組みである。

新入生オリエンテーションでは、教員・上級生・新入生同士の交流機会を設けるなど、入学直後から学生が大学生活に適応できるよう手厚い支援を行っている。実施後のアンケート結果においても高い満足度が示されており、学生の人間関係構築に寄与している点は、長所であると評価できる。

進路支援においては、各学科の進路に応じたキャリア教育科目を必修として設置しており、体系的かつ計画的なキャリア形成支援が行われている。学科の特性に応じた教育内容を正課に位置付けている点は、キャリア教育の質保証の観点からも優れた取り組みである。一方で、キャリアセンターの活用方法が学生に十分認識されていない点が課題である。

また、薬学部では、学部独自の委員会として学生委員会を設置し、学生支援施策の検討・改善を継続的に実施している。アンケート結果や学修状況等のデータをもとに施策を検証し、教授総会での審議を経て組織的に実施する体制が整えられている。さらに、薬学教育評価の観点に基づく PDCA サイクル表を活用し、学生支援の自己点検・改善を定期的に行っている点は、本学部の特色として評価できる。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

クラス担任制や、新入生オリエンテーションの実施、学生委員会を中心とした各種施策の組織的な実施体制といった、薬学部独自の取り組みにより適切に学生支援を実施することができている。

これらの取り組みを引き続き継続していくとともに、CLASS の学生プロファイル機能を活用した学生対応記録の可視化及び共有、新入生オリエンテーションのアンケート結果に基

づく実施内容の見直し及び改善、学生相談室（よろず相談室）との連携体制の整備、キャリアセンターの活用方法の周知等、学生支援のさらなる質向上に向けて、引き続き各種施策を検討、実施していく。

４．根拠資料

・資料７－１：クラス担任・指導教員による成績個人票の受渡し及び低出席者面談実施スケジュール
・資料７－２：2025 年度新学期ガイダンス実施スケジュール
・資料７－３：2025 年度退学者・原級者を減少させるための実施策
・資料７－４：2025 年度新入生オリエンテーション実施スケジュール
・資料７－５：2025 年度学習相談室リーフレット
・資料７－６：ホームページ「学生相談室（よろず相談室）」
・資料７－７：要配慮学生への対応に係る薬学部取扱要項
・資料７－８：2024 年度薬学部・薬学研究科 FD 研修会資料
・資料７－９：ホームページ「奨学金制度」
・資料７－10：2024 年度病院・薬局合同企業セミナー開催概要
・資料７－11：2024 年度薬学部在学生との意見交換会記録
・資料７－12：2025 年度新入生オリエンテーション実施後アンケート結果
・資料７－13：ホームページ「就職・キャリア関連データ」
・資料７－14：2024 年度教授総会議事抄録
・資料７－15：学部内委員会等における自己点検・評価報告書（PDCA サイクル表）

第９章　社会連携・社会貢献

１．現状分析

評価項目①
社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。
＜評価の視点＞
・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

薬学部では、薬学部医療薬学教育研究支援センター（以下「センター」という。）を中心に、薬局、製薬企業、行政機関との連携を通じて、臨床薬学教育及び研究支援を推進している。センターは、葛飾・神楽坂キャンパスに拠点を設け、生涯学習講座や GMP（Good Manufacturing Practice）教育訓練コースの提供を通じて、薬剤師のリスキリングや製薬企業従事者のスキルアップをはじめ、薬学教育における社会貢献・研究成果の還元を目的とした多様な活動を展開している（資料９－１）。

センターが提供している生涯学習講座は、薬剤師の継続的な専門性向上と、薬学分野における最新知識の普及を目的として実施している。受講対象は、本学卒業生をはじめ、全国の薬剤師及び製薬企業従事者を中心とし、薬学の基礎から応用、さらには医療 DX やレギュラトリーサイエンスに関する内容まで、幅広い講座をオンライン形式で提供している。また、講座終了後のアーカイブ配信を行うことで受講者の利便性に配慮するとともに、受講証明書を発行し、学習履歴を可視化している。（資料９－２）。

また、薬学業界におけるデジタル化の進展に対応し、医療データサイエンス分野の人材育成を目的として 2023 年度より新たに大学院科目と連携して「医療データサイエンスコース」を開講している（資料９－３）。

そのほか、医薬品の製造・品質管理に関する実務的な知識と技術の習得を目的として、製薬企業に勤務する薬剤師や技術者を対象に、GMP に関する教育訓練コースを展開している。医薬品の品質保証、製造工程の適正管理、関連規制への対応など、実践的な内容を体系的に学ぶ機会として、e-ラーニングの GMP 対応エンジニアリング講座及びマネジメント講座、さらにグループワークの講座を開講している。2025 年５月には、GMP 教育訓練コースにおいて所定の受講歴がある方を対象に、医薬品製造における高度な専門知識、医薬品の品質保証に係る知識・経験・洞察力・判断力を測るための修了試験を実施した。同試験では受験者 46 名中 45 名が合格し、合格者に対して修了証を発行した（資料９－４～５）。

これらの取り組みから、薬学部では、薬学教育の高度化と社会的課題への対応を両立させる施策を継続的に実施しており、生涯学習講座のオンライン提供や学習履歴の可視化、DX 人材育成への対応、GMP 教育の体系化など、社会のニーズに即した教育支援を展開し、教育研究成果の社会還元に積極的に取り組んでいるものと評価する。

評価項目②
社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。
＜評価の視点＞

・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

センターが提供している生涯学習講座は、薬学部専任教員を中心に構成されるセンター運営委員会がその運営方針を検討し、企画・実施を担っている。また、外部有識者や臨床教員等で構成されるアドバイザー委員会を別途設置し、社会的ニーズや専門的視点を反映する体制を構築している（資料９－６）。

センター運営委員会及びアドバイザー委員会では、受講者アンケートの結果をもとに、講座数や開講形態、講座内容の見直しを定期的に実施しており、受講者のニーズに即した内容の提供と、講座の質的向上を図っている。

２．分析を踏まえた長所と問題点

薬学部では、薬剤師や製薬企業従事者を対象とした生涯学習講座を、医療薬学教育研究支援センターを中心に、体系的かつ継続的に企画・提供しており、学部単位での取り組みとしては特筆に値する。講座内容は、薬学の基礎から応用、医療 DX やレギュラトリーサイエンスに至るまで幅広く、社会的ニーズに応じた教育支援を実現している点も大きな長所といえる。特に、社会人向けに体系的な GMP 教育訓練コースを提供しているのは他の大学には例がない、本学の特色ある取り組みであり、修了試験の受験状況及び合格状況から、社会的ニーズにも合致していると判断する。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

薬学部は、センターを基盤として、生涯学習講座の企画・提供を通じて、薬学分野における知識の普及と専門人材の育成に取り組んでいる。これらの活動は、薬剤師や製薬企業従事者を対象とした継続的な教育支援として、学部が果たす社会連携・社会貢献の中核を担っており、今後もその特色を活かしながら、内容の充実と質的向上を図っていく。

４．根拠資料

・資料９－１：薬学部医療薬学教育研究支援センターホームページ「センターについて」
・資料９－２：薬学部医療薬学教育研究支援センターホームページ「受講案内」
・資料９－３：薬学部医療薬学教育研究支援センターホームページ「医療データサイエンス」
・資料９－４：薬学部医療薬学教育研究支援センターホームページ「GMP 教育訓練コース」
・資料９－５：2025 年度 GMP 教育訓練コース修了試験結果
・資料９－６：東京理科大学薬学部医療薬学教育研究支援センター内規